

管理学則（案）

（平成16年島大学則第1号）
（平成16年 4月 1日 制定）
〔令和 7年 月 日最終改正〕
機密性1

目次

- 第1章 法人
 - 第1節 総則（第1条・第2条）
 - 第2節 役員及び職員組織等（第3条—第4条の7）
 - 第3節 会議（第5条—第8条）
- 第2章 大学
 - 第1節 大学の構成（第9条—第21条）
 - 第2節 職員組織その他（第22条—第38条）
 - 第3節 会議（第39条—第41条）
 - 第4節 削除
 - 第5節 学部の収容定員（第42条）
- 第3章 大学院
 - 第1節 大学院の構成等（第43条—第46条）
 - 第2節 大学院の収容定員（第47条）
 - 第3節 職員組織（第48条—第50条）
- 第4章 教育内容等の改善のための組織的な研修等（第51条）
- 第5章 雑則（第52条）
- 附 則

第1章 法人

第1節 総則

（法人の目的）

第1条 国立大学法人島根大学（以下「法人」という。）は、島根大学を設置し、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図ることを目的とする。

（業務の範囲等）

第2条 法人は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 島根大学（以下「本学」という。）を設置し、これを運営すること。
- 二 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- 三 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- 四 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- 五 島根大学における研究の成果を普及し、及びその活動を推進すること。
- 六 島根大学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって国立大学法人法施行令（平成15年政令第478号）で定めるものを実施する者に出資すること。
- 七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

第2節 役員及び職員組織等

（役員）

第3条 法人に、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）第10条に基づき、役員として学長、監事及び理事を置く。

2 役員に関し必要な事項は、別に定める。

（副理事）

第3条の2 法人に副理事を置くことができる。

2 副理事に関し必要な事項は、別に定める。

（特別顧問）

第3条の3 法人に特別顧問を置くことができる。

2 特別顧問に関し必要な事項は、別に定める。

(職員)

第4条 法人に次の職員を置く。

- 一 一般職員
- 二 教育職員
- 三 医療職員
- 四 特別職員
- 五 その他の職員

2 職員の職務は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の定めるところによるほか、学長が定めるものとする。

3 第1項第2号の教育職員のうち、教授、准教授、講師、助教及び助手を教員という。

4 職員に関し必要な事項は、別に定める。

(学長室)

第4条の2 法人に、学長の戦略的経営を支援するため学長室を置く。

2 学長室に関し、必要な事項は、別に定める。

(学術研究院)

第4条の3 法人に、教員組織として学術研究院を置く。

2 学術研究院に次の学系を置く。

- 人文社会科学系
- 教育学系
- 人間科学系
- 医学・看護学系
- 理工学系
- 環境システム科学系
- 農生命科学系
- 教育研究推進学系
- 機能強化推進学系

3 学術研究院に関し、必要な事項は、別に定める。

(学術研究院長)

第4条の4 学術研究院に学術研究院長を置き、学長をもって充てる。

(学系長)

第4条の5 学系に学系長を置く。

2 学系長は、その学系に関する校務をつかさどる。

(事務組織)

第4条の6 法人に、その事務を処理するため事務組織を置く。

2 事務組織に関し、必要な事項は、別に定める。

(事務局長)

第4条の7 学長の下に、事務組織を総括するために事務局長を置く。

2 前項の規定にかかわらず、学長が指名する理事に事務組織を総括させることができる。

第3節 会議

(役員会)

第5条 法人に、法人法第11条第3項に基づき、法人の重要事項について学長の意思決定に先立ち議決を行う機関として、役員会を置く。

2 役員会に関し、必要な事項は、別に定める。

(経営協議会)

第6条 法人に、法人法第20条に基づき、法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。

2 経営協議会に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育研究評議会)

第7条 法人に、法人法第21条に基づき、本学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会に関し、必要な事項は、別に定める。

(学長選考・監察会議)

第8条 法人に、法人法第12条第2項及び第17条第5項に基づき、学長の選考又は解任に係る申出を行う機関として、学長選考・監察会議を置く。

2 学長選考・監察会議に関し、必要な事項は、別に定める。

第2章 大学

第1節 大学の構成

(学部)

第9条 本学に次の学部を置く。

法文学部

教育学部

人間科学部

医学部

総合理工学部

材料エネルギー学部

生物資源科学部

(学科・課程及び講座)

第10条 法文学部に次の学科及び講座を置く。

法経学科

法経

社会文化学科

社会文化

言語文化学科

言語文化

2 教育学部に次の課程を置く。

学校教育課程

3 人間科学部に次の学科を置く。

人間科学科

4 医学部に次の学科，系及び講座を置く。

医学科

基礎医学系

解剖学，生理学，生化学，生命科学

臨床基礎医学系

薬理学，病理学，微生物学，免疫学

社会医学系

法医学，環境保健医学，医療情報学，医学英語教育学

臨床医学系

内科学，皮膚科学，小児科学，外科学，整形外科学，脳神経外科学，泌尿器科学，精神医学，産科婦人科学，耳鼻咽喉科・頭頸部外科学，眼科学，放射線医学，麻酔科学，緩和ケア，歯科口腔外科学，臨床検査医学，救急医学，Acute Care Surgery，リハビリテーション医学，地域医療教育学，地域医療政策学

看護学科

基礎看護学，臨床看護学，地域・老年看護学

5 総合理工学部に次の学科を置く。

総合理工学科

6 材料エネルギー学部に次の学科を置く。

材料エネルギー学科

7 生物資源科学部に次の学科を置く。

生命科学科

農林生産学科

環境共生科学科

第11条 削除

(大学院の設置)

第12条 本学に大学院を置く。

(附属病院)

第13条 医学部附属の教育研究施設として、医学部附属病院（以下「附属病院」という。）を置く。

(附属学校)

第14条 本学に次の学部附属学校を置く。

教育学部 附属幼稚園，附属義務教育学校

2 前項の附属学校に学習生活支援研究センターを置く。

(学部附属の教育研究施設)

第15条 本学に次の学部附属の教育施設又は研究施設を置く。

法文学部 山陰研究センター

教育学部 教育支援センター，教師教育研究センター，FD戦略センター

医学部 統合腎疾患制御研究・開発センター

生物資源科学部 生物資源教育研究センター

2 前項に掲げる生物資源教育研究センターは、本学の教育研究上支障がないと認められるときは、他の大学の利用に供することができるものとする。

第15条の2 削除

(本部)

第16条 本学に、本学の教育研究に係る全学的な業務を円滑かつ効果的に実施する組織として、次の本部を置く。

教育・学生支援本部

研究・学術情報本部

グローバル化推進本部

地域未来協創本部

オープンイノベーション推進本部

(本部に置くセンター等)

第17条 教育・学生支援本部に次のセンター等を置く。

大学教育センター

国際観光教育推進センター

学生支援センター

障がい学生支援室

2 研究・学術情報本部に次のセンター等を置く。

戦略的研究推進センター

エスチュアリー研究センター

総合科学研究支援センター

総合情報処理センター

地域包括ケア教育研究センター

総合博物館

自然災害軽減教育研究センター

数理・データサイエンス教育研究センター

新興感染症ワクチン・治療用抗体研究開発センター

3 グローバル化推進本部に次のセンター等を置く。

国際センター

外国語教育センター

島根大学・寧夏大学国際共同研究所

(先端マテリアル研究開発協創機構)

第17条の1の2 本学に、材料科学分野における研究力向上や人材育成の推進を図り、同分野で国際的研究開発拠点を確立するとともに、研究成果を地域及び社会に還元するために先端マテリアル研究開発協創機構を置く。

(次世代たたら協創センター)

第17条の1の3 本学に、金属材料評価技術等の研究・開発を行い、その成果を実用化に結び付けていくと共に、金属材料関連の専門人材を育成するために次世代たたら協創センターを置く。

(附属図書館)

第17条の2 本学に附属図書館を置く。

2 前項の附属図書館に分館を置く。

第17条の3 削除

第17条の4 削除

第17条の5 削除

第17条の6 削除

(ダイバーシティ推進室)

第17条の7 本学に、ダイバーシティの推進及び女性研究者支援に関する具体的事業を企画・立案・実施するためダイバーシティ推進室を置く。

(ハラスメント対策室)

第17条の8 本学に、全学的なハラスメント防止とハラスメント事案への対応の充実を図るためハラスメント対策室を置く。

第17条の9 削除

第18条 削除

第19条 削除

(こころとそだちの相談センター)

第19条の1の2 本学に、心の健康に関する相談に応じて地域社会に貢献するとともに、心理臨床に関する高度な知識と技能を有する専門家の養成に資するためこころとそだちの相談センターを置く。

第19条の1の3 削除

(松江保健管理センター)

第19条の1の4 本学に、本学松江地区における保健管理並びに学生及び職員の健康の保持増進を図るため、松江保健管理センターを置く。

(出雲保健管理センター)

第19条の1の5 本学に、本学出雲地区における保健管理並びに学生及び職員の健康の保持増進を図るため、出雲保健管理センターを置く。

(寄附講座等)

第19条の2 本学に、寄附講座、寄附研究部門又は寄附研究分野を置くことができる。

(共同研究講座等)

第19条の3 本学に、共同研究講座又は共同研究部門を置くことができる。

第19条の4 削除

第20条 削除

(規則)

第21条 第13条から前条までに關し必要な事項は、別に定める。

第2節 職員組織その他

(学長)

第22条 本学に学長を置く。

2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(副学長)

第23条 本学に副学長を置く。

2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

(学長特別補佐)

第23条の2 本学に、学長特別補佐を置くことができる。

2 学長特別補佐は、学長の職務を助け、学長が指定する業務を処理する。

(学部長)

第24条 本学の各学部に学部長を置く。

2 学部長は、その学部に関する校務をつかさどる。

(副学部長)

第25条 本学の各学部に副学部長を置く。

2 副学部長は、学部長の職務を助け、学部長の職務のうちあらかじめ定める範囲内の業務を処理する。

(学科長)

第26条 学科に学科長を置くことができる。

2 学科長は、その学科に関する事項を整理する。

(病院長)

第27条 附属病院に病院長を置く。

2 病院長は、附属病院に関する事項を掌理する。

(副病院長)

第28条 附属病院に副病院長を置くことができる。

2 副病院長は、病院長の職務を助ける。

(附属学校園の長)

第29条 附属学校に校長(幼稚園にあつては園長)を置く。

2 附属学校の校長及び園長は、教育学部長の命を受け、その学校及び幼稚園に関する事項を処理する。

(学部附属の教育研究施設の長)

第30条 本学の学部附属の教育施設及び研究施設に長を置く。

2 前項の教育施設及び研究施設の長は、当該学部長の命を受け、その施設に関する事項を処理する。

(本部長)

第30条の2 本学の各本部に本部長を置く。

2 前項の本部長は、その所掌する本部の業務を総括する。

(副本部長)

第30条の3 本学の各本部に副本部長を置くことができる。

2 前項の副本部長は、本部長の職務を助ける。

(機構長)

第31条 本学の各機構に機構長を置く。

2 前項の機構長は、その所掌する機構の業務を総括する。

(副機構長)

第31条の2 本学の各機構に、副機構長を置くことができる。

2 前項の副機構長は、機構長の職務を補佐する。

(本部に置くセンター等の長)

第32条 本部に置くセンター等に長を置く。

2 本部に置くセンター等の長は、その所掌するセンター等の業務を掌理する。

(本部に置くセンター等の副センター長等)

第33条 本部に置くセンター等に副センター長等を置くことができる。

2 副センター長等は、センター等の長の職務を助ける。

第34条 削除

第35条 削除

第36条 削除

第37条 削除

(名誉教授)

第38条 本学の学長、副学長、学部長、教授、准教授又は講師として勤務した者であつて、教育上又は学術上特に功績のあつた者に対し、名誉教授の称号を授与することができる。

2 名誉教授の称号の授与に関し、必要な事項は、別に定める。

第3節 会議

第39条 削除

(教授会等)

第40条 本学の各学部に教授会を置く。

2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

一 学生の入学、卒業及び課程の修了

二 学位の授与

三 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長(以下この項において「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

4 教授会は、その定めるところにより、教授会に属する職員のうちの一部の者をもって構成される代議員会を置くことができる。

5 教授会は、その定めるところにより、代議員会の議決をもって、教授会の議決とすることができる。

6 教授会に関し、必要な事項は、別に定める。

(学術研究院会議)

第41条 学術研究院に、学術研究院会議を置く。

2 学術研究院会議に関し、必要な事項は、別に定める。

第4節 削除

第5節 学部の収容定員

(収容定員)

第42条 学部、学科等の収容定員は、次のとおりとする。

学部名	学科又は課程名	入学定員	第2年次 編入学定員	第3年次 編入学定員	収容定員
法文学部	法経学科	76			304
	社会文化学科	47			188
	言語文化学科	52			208
				10	20
	計	175		10	720
教育学部	学校教育課程	130			520
	計	130			520
人間科学部	人間科学科	80			320
	計	80			320
医学部	医学科	90	5	5	585
	看護学科	60			240
	計	150	5	5	825
総合理工学部	総合理工学科	370		12	1,504
	計	370		12	1,504
材料エネルギー学部	材料エネルギー学科	80		5	330
	計	80		5	330
生物資源科学部	生命科学科	70		3	286
	農林生産学科	60		9	258
	環境共生科学科	70		3	286
	計	200		15	830
合計		1,185	5	47	5,049

第3章 大学院

第1節 大学院の構成等

(研究科)

第43条 大学院に次の研究科を置く。

人間社会科学研究科

教育学研究科

医学系研究科

自然科学研究科

(課程)

第44条 人間社会科学研究科は、修士課程とする。

2 自然科学研究科は、博士課程とする。

3 自然科学研究科の博士課程は、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

- 4 医学系研究科は、医学を履修する博士課程（以下「医学博士課程」という。）及び修士課程並びに看護学を履修する博士課程とする。
- 5 医学系研究科の看護学を履修する博士課程は、博士前期課程及び博士後期課程に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。
- 6 教育学研究科は、専門職学位課程とする。

（専攻）

第45条 研究科に次の専攻を置く。

人間社会科学研究科

社会創成専攻

臨床心理学専攻

教育学研究科

教育実践開発専攻

医学系研究科

医学博士課程

医科学専攻

修士課程

医科学専攻

博士前期課程

看護学専攻

博士後期課程

看護学専攻

自然科学研究科

博士前期課程

理工学専攻

環境システム科学専攻

農生命科学専攻

博士後期課程

創成理工学専攻

第45条の2 削除

（鳥取大学大学院連合農学研究科の教育研究の実施）

第46条 鳥取大学大学院の連合農学研究科の教育研究の実施に当たっては、本学、鳥取大学及び山口大学が協力するものとする。

- 2 前項の連合農学研究科に置かれる連合講座は、鳥取大学及び山口大学の教員とともに、本学の教員がこれを担当し、又は分担するものとする。

第2節 大学院の収容定員

（収容定員）

第47条 大学院の収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程 博士前期課程		医学博士課程 博士後期課程		専門職学位課程	
		入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員
人間社会科学研究科	社会創成専攻	15	30	—	—	—	—
	臨床心理学専攻	10	20	—	—	—	—
	計	25	50	—	—	—	—
教育学研究科	教育実践開発専攻	—	—	—	—	20	40
				—	—	—	—
	計			—	—	20	40
医学系研究科	医科学専攻	—	—	30	120	—	—

	医科学専攻	15	30	—	—	—	—
	看護学専攻	12	24	2	6	—	—
	計	27	54	32	126	—	—
自然科学研究科	理工学専攻	79	158	—	—	—	—
	環境システム科学専攻	78	156	—	—	—	—
	農生命科学専攻	43	86	—	—	—	—
	創成理工学専攻	—	—	15	45	—	—
	計	200	400	15	45	—	—
合計		252	504	47	171	20	40

第3節 職員組織

(研究指導及び授業担当)

第48条 研究科における研究の指導は原則として教授が行い、授業は教授、准教授、講師又は助教が担当する。

(研究科長)

第49条 研究科に研究科長を置く。

2 研究科長(人間社会科学研究科長及び自然科学研究科長を除く。)は、基礎となる学部の学部長をもって充てる。

3 研究科長は、その研究科に関する校務をつかさどる。

(副研究科長)

第49条の2 研究科に副研究科長を置くことができる。

2 副研究科長は、研究科長の職務を助ける。

(専攻長)

第49条の3 専攻に専攻長を置くことができる。

2 専攻長は、その専攻に関する事項を整理する。

(研究科教授会)

第50条 研究科に、教育研究に関する重要事項を審議するため、研究科教授会を置き、第40条第2項から第5項の規定は、研究科教授会について準用する。

2 前項に定めるもののほか、研究科教授会に関し必要な事項は、各研究科において定める。

第4章 教育内容等の改善のための組織的な研修等

(組織的研修等)

第51条 本学は、学部においては授業の内容及び方法の改善を図るため全学及び学部ごとに、研究科においては授業及び研究指導の内容並びに方法の改善を図るため研究科ごとに、組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第5章 雑則

(学則の改廃)

第52条 この学則の改廃は、役員会の議を経て行う。

2 前項の役員会の審議に先立ち、法人の経営に関する部分については経営協議会において、国立大学法人の経営に関する部分を除く部分については教育研究評議会において審議を行うものとする。

附 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 旧島根大学法文学部の法学科及び社会システム学科並びに教育学部の学校教育教員養成課程、生涯学習課程並びに生活環境福祉課程は、第10条の規定にかかわらず、当該学科又は課程に在学する者が当該学科又は課程に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 法文学部及び教育学部の収容定員並びに全学部の収容定員は、第42条の規定にかかわらず、平成16年度から平成18年度については、次の表のとおりとする。

学部名	学科又は課程名	収容定員
-----	---------	------

		平成16年度	平成17年度	平成18年度
法文学部	法経学科	90	180	270
	社会文化学科	70	140	210
	言語文化学科	275	270	265
	法学科	435	290	145
	社会システム学科	285	190	95
	計	1,175	1,090	1,005
教育学部	学校教育課程	170	340	510
	学校教育教員養成課程	300	200	100
	生涯学習課程	195	130	65
	生活環境福祉課程	105	70	35
	計	770	740	710
合計	5,235	5,120	5,005	

4 旧島根大学大学院人文社会科学研究科の法学専攻、社会システム専攻及び言語文化専攻は、第47条の規定にかかわらず、当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

5 人文社会科学研究科及び医学系研究科医科学専攻の收容定員並びに全研究科の修士課程・博士前期課程の收容定員は、第47条の規定にかかわらず、平成16年度については、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	收容定員
人文社会科学研究科	法経専攻	6
	言語・社会文化専攻	6
	法学専攻	8
	社会システム専攻	4
	言語文化専攻	4
	計	28
医学系研究科	医科学専攻	15
	計	39
合計		513

6 法務研究科の收容定員及び全研究科の専門職学位課程の收容定員は、第47条の規定にかかわらず、平成16年度及び平成17年度については、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	收容定員	
		平成16年度	平成17年度
法務研究科	法曹養成専攻	30	60
	計	30	60
合計		30	60

附 則（平成16年10月 1日一部改正）

この学則は、平成16年10月 1日から施行する。

附 則（平成16年10月27日一部改正）

この学則は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則（平成16年12月22日一部改正）

この学則は、平成16年12月22日から施行する。

附則（平成17年3月8日一部改正）

この学則は、平成17年3月8日から施行する。

附則（平成17年3月8日一部改正）

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附則（平成17年3月22日一部改正）

この学則は、平成17年3月22日から施行する。

附則（平成17年10月26日一部改正）

この学則は、平成17年10月26日から施行する。

附則（平成17年12月28日一部改正）

この学則は、平成17年12月28日から施行する。

附則（平成17年12月28日一部改正）

この学則は、平成18年1月1日から施行する。

附則（平成18年3月8日一部改正）

1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

2 この学則による改正後の国立大学法人島根大学管理学則第15条の法文学部に係る規定は、平成16年4月21日から適用し、医学部に係る規定は、平成16年4月1日から適用する。

附則（平成18年3月22日一部改正）

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附則（平成18年12月19日一部改正）

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附則（平成19年3月26日一部改正）

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附則（平成19年6月19日一部改正）

この学則は、平成19年6月19日から施行する。

附則（平成20年3月25日一部改正）

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

2 教育学研究科の学校教育専攻及び教科教育専攻、医学系研究科の形態系専攻、機能系専攻、生態系専攻並びに生物資源科学研究科の生物科学専攻、生態環境科学専攻、生命工学専攻、農業生産学専攻及び地域開発科学専攻は、第45条の規定にかかわらず、当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 教育学研究科及び生物資源科学研究科の収容定員並びに全研究科の修士課程・博士前期課程の収容定員は、第47条の規定にかかわらず、平成20年度については、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	収容定員
教育学研究科	教育実践開発専攻	20
	教育内容開発専攻	20
	学校教育専攻	5
	教科教育専攻	30
	計	75
生物資源科学研究科	生物生命科学専攻	20
	農林生産科学専攻	22
	環境資源科学専攻	18
	生物科学専攻	12
	生態環境科学専攻	18
	生命工学専攻	12
	農業生産学専攻	12
	地域開発科学専攻	22

	計	136
合計		513

4 医学系研究科博士課程の收容定員は、第47条の規定にかかわらず、平成20年度から平成22年度については、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	收容定員		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
医学系研究科	医科学専攻	30	60	90
	形態系専攻	24	16	8
	機能系専攻	45	30	15
	生態系専攻	21	14	7
	計	120	120	120

附 則（平成20年 7月22日一部改正）

この学則は、平成20年 7月22日から施行する。

附 則（平成21年 3月17日一部改正）

1 この学則は、平成21年 4月 1日から施行する。

2 医学部医学科の入学定員及び收容定員並びに全学部の入学定員及び收容定員は、第42条の規定にかかわらず、平成21年度から平成34年度については、次の表のとおりとする。

学部	学科又は課程	入学定員						
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
医学部	医学科	95	95	95	95	95	95	95
	計	155	155	155	155	155	155	155
合計		1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150

学部	学科又は課程	入学定員						
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
医学部	医学科	95	95	90	90	90	90	90
	計	155	155	150	150	150	150	150
合計		1,150	1,150	1,145	1,145	1,145	1,145	1,145

学部	学科又は課程	收容定員						
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
医学部	医学科	560	570	580	590	600	610	610
	計	820	830	840	850	860	870	870
合計		4,900	4,910	4,920	4,930	4,940	4,950	4,950

学部	学科又は課程	收容定員						
		平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成

		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
医学部	医学科	610	610	605	600	595	590	585
	計	870	870	865	860	855	850	845
合計		4,950	4,950	4,945	4,940	4,935	4,930	4,925

附 則（平成21年 4月21日一部改正）

この学則は、平成21年 4月21日から施行する。

附 則（平成22年 1月26日一部改正）

この学則は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則（平成22年 3月17日一部改正）

1 この学則は、平成22年 4月 1日から施行する。

2 医学部医学科の入学定員及び收容定員並びに全学部の入学定員及び收容定員は、第42条の規定にかかわらず、平成22年度から平成36年度については、次の表のとおりとする。

学部	学科又は 課程	入学定員				
		平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
医学部	医学科	100	100	100	100	100
	計	160	160	160	160	160
合計		1,155	1,155	1,155	1,155	1,155

学部	学科又は 課程	入学定員				
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
医学部	医学科	100	100	100	95	95
	計	160	160	160	155	155
合計		1,155	1,155	1,155	1,150	1,150

学部	学科又は 課程	入学定員				
		平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度	平成 36年度
医学部	医学科	90	90	90	90	90
	計	150	150	150	150	150
合計		1,145	1,145	1,145	1,145	1,145

学部	学科又は 課程	收容定員				
		平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
医学部	医学科	575	590	605	620	635
	計	835	850	865	880	895
合計		4,915	4,930	4,945	4,960	4,975

学部	学科又は課程	収容定員				
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
医学部	医学科	640	640	640	635	630
	計	900	900	900	895	890
合計		4,980	4,980	4,980	4,975	4,970

学部	学科又は課程	収容定員				
		平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度	平成 36年度
医学部	医学科	620	610	600	590	585
	計	880	870	860	850	845
合計		4,960	4,950	4,940	4,930	4,925

3 法務研究科の収容定員及び全研究科の専門職学位課程の収容定員は、第47条の規定にかかわらず、平成22年度及び平成23年度については、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	収容定員	
		平成22年度	平成23年度
法務研究科	法曹養成専攻	80	70
	計	80	70
合計		80	70

附 則（平成23年 3月23日一部改正）

- この学則は、平成23年 4月 1日から施行する。
- 医学部医学科の入学定員及び収容定員並びに全学部の入学定員及び収容定員は、第42条の規定にかかわらず、平成23年度から平成36年度については、次の表のとおりとする。

学部	学科又は課程	入学定員				
		平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度
医学部	医学科	102	102	102	102	102
	計	162	162	162	162	162
合計		1,157	1,157	1,157	1,157	1,157

学部	学科又は課程	入学定員				
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
医学部	医学科	102	102	97	97	90
	計	162	162	157	157	150
合計		1,157	1,157	1,152	1,152	1,145

学部	学科又は課程	入学定員			
		平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度	平成 36年度
医学部	医学科	90	90	90	90
	計	150	150	150	150
合計		1,145	1,145	1,145	1,145

学部	学科又は課程	収容定員				
		平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度
医学部	医学科	592	609	626	643	650
	計	852	869	886	903	910
合計		4,932	4,949	4,966	4,983	4,990

学部	学科又は課程	収容定員				
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
医学部	医学科	652	652	647	642	630
	計	912	912	907	902	890
合計		4,992	4,992	4,987	4,982	4,970

学部	学科又は課程	収容定員			
		平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度	平成 36年度
医学部	医学科	618	606	594	587
	計	878	866	854	847
合計		4,958	4,946	4,934	4,927

附 則（平成24年 3月19日一部改正）

- この学則は、平成24年 4月 1日から施行する。
- 総合理工学部の電子制御システム工学科及び材料プロセス工学科並びに生物資源科学部の生態環境科学科、農業生産学科及び地域開発科学科は、第10条の規定にかかわらず、当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 総合理工学部及び生物資源科学部の収容定員は、第42条の規定にかかわらず、平成24年度から平成26年度については、次の表のとおりとする。

学部名	学科又は課程名	収容定員		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
総合理工学部	機械・電気電子工学科	80	160	240
	建築・生産設計工学科	40	80	120
	電子制御システム工学科	240	160	80

	材料プロセス工学科	120	80	40
	計	1,632	1,624	1,624
生物資源科学部	農林生産学科	85	170	255
	地域環境科学科	45	90	135
	生態環境科学科	135	90	45
	農業生産学科	90	60	30
	地域開発科学科	165	110	55
	計	840	840	840

4 全学部の収容定員は、第42条の規定にかかわらず、平成24年度から平成36年度については、次の表のとおりとする。

	収容定員				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
合計	4,941	4,950	4,967	4,974	4,976

	収容定員				
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
合計	4,976	4,971	4,966	4,954	4,942

	収容定員		
	平成34年度	平成35年度	平成36年度
合計	4,930	4,918	4,911

5 総合理工学研究科の物質科学専攻、地球資源環境学専攻、数理・情報システム学専攻、電子制御システム工学専攻及び材料プロセス工学専攻は、第45条の規定にかかわらず、当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

6 総合理工学研究科博士前期課程の収容定員及び全研究科の修士課程・博士前期課程の収容定員は、第47条の規定にかかわらず、平成24年度については、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	収容定員
総合理工学研究科	総合理工学専攻	124
	物質科学専攻	36
	地球資源環境学専攻	14
	数理・情報システム学専攻	28
	電子制御システム工学専攻	22
	材料プロセス工学専攻	12
	計	236
合計		514

附 則（平成24年 6月22日一部改正）

この学則は、平成24年 7月 1日から施行する。

附 則（平成25年 3月14日一部改正）

この学則は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則（平成25年 9月 9日一部改正）

この学則は、平成25年 9月 9日から施行する。

附 則（平成 25 年 10 月 15 日一部改正）

この学則は、平成 25 年 10 月 15 日から施行する。

附 則（平成 26 年 1 月 29 日一部改正）

- この学則は、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条第 3 項の改正規定中地域・老年看護学に係る部分並びに第 45 条、第 45 条の 2、第 47 条及び第 49 条の 3 の改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 総合理工学研究科の材料創成工学専攻及び電子機能システム工学専攻は、第 45 条の規定にかかわらず、当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 総合理工学研究科博士後期課程の収容定員は、第 47 条の規定にかかわらず、平成 26 年度及び平成 27 年度については、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	収容定員	
		平成 26 年度	平成 27 年度
総合理工学研究科	総合理工学専攻	12	24
	材料創成工学専攻	12	6
	電子機能システム工学専攻	12	6
	計	36	36

附 則（平成 26 年 3 月 19 日一部改正）

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 7 月 14 日一部改正）

この学則は、平成 26 年 7 月 14 日から施行し、平成 26 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（平成 27 年 1 月 29 日一部改正）

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 18 日一部改正）

- この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 法務研究科法曹養成専攻は、第 45 条の規定にかかわらず、当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 法務研究科法曹養成専攻の収容定員は、第 47 条の規定にかかわらず、平成 27 年度及び平成 28 年度については、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	収容定員	
		平成 27 年度	平成 28 年度
法務研究科	法曹養成専攻	40	20
	計	40	20
合計		40	20

附 則（平成 27 年 3 月 25 日一部改正）

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 6 月 25 日一部改正）

この学則は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 10 月 1 日一部改正）

この学則は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 15 日一部改正）

- この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 教育学研究科修士課程の教育実践開発専攻及び教育内容開発専攻は、第 45 条の規定にかかわらず、当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 教育学研究科修士課程及び教育学研究科専門職学位課程の収容定員並びに全研究科の修士課程及び専門職学位課程の収容定員は、第 47 条の規定にかかわらず、平成 28 年度については、次の表の

とおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程 博士前期課程	専門職学位課程
		収容定員	収容定員
教育学研究科	教育実践開発専攻	20	17
	臨床心理専攻	8	—
	教育内容開発専攻	20	—
合計		494	37

4 医学系研究科看護学専攻博士後期課程の収容定員及び全研究科の博士後期課程の収容定員は、第47条の規定にかかわらず、平成28年度及び平成29年度については、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	収容定員	収容定員
		平成28年度	平成29年度
医学系研究科	看護学専攻	2	4
合計		158	160

附 則（平成28年 6月24日一部改正）

この学則は、平成28年 7月 1日から施行する。

附 則（平成29年 2月 2日一部改正）

この学則は、平成29年 2月 2日から施行する。

附 則（平成29年 2月 2日一部改正）

1 この学則は、平成29年 4月 1日から施行する。

2 法文学部、教育学部及び人間科学部の収容定員は、第42条の規定にかかわらず、平成29年度から平成31年度については、次の表のとおりとする。

学部名	学科又は課程名	収容定員		
		平成29年度	平成30年度	平成31年度
法文学部	法経学科	350	340	330
	社会文化学科	260	240	220
	言語文化学科	250	240	230
	計	880	840	800
教育学部	学校教育課程	640	600	560
	計	640	600	560
人間科学部	人間科学科	80	160	240
	計	80	160	240

附 則（平成29年 3月14日一部改正）

この学則は、平成29年 4月 1日から施行する。ただし、平成28年島大学則第1号附則第3項の改正規定は、平成28年 4月 1日から適用する。

附 則（平成30年 3月14日一部改正）

1 この学則は、平成30年 4月 1日から施行する。

2 総合理工学部の物質科学科、地球資源環境学科、数理・情報システム学科及び建築・生産設計工学科並びに生物資源科学部の生物科学科、生命工学科及び地域環境科学科は、第10条の規定にかかわらず、当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 医学部医学科の入学定員及び収容定員並びに全学部の入学定員は、第42条の規定にかかわらず、平成30年度から平成36年度については、次の表のとおりとする。

学部	学科又は課程	入学定員				
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
医学部	医学科	102	102	90	90	90
	計	162	162	150	150	150
合計		1,157	1,157	1,145	1,145	1,145

学部	学科又は課程	入学定員	
		平成35年度	平成36年度
医学部	医学科	90	90
	計	150	150
合計		1,145	1,145

学部	学科又は課程	収容定員				
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
医学部	医学科	652	652	640	628	616
	計	912	912	900	888	876

学部	学科又は課程	収容定員	
		平成35年度	平成36年度
医学部	医学科	604	592
	計	864	852

4 総合理工学部及び生物資源科学部の収容定員は、第42条の規定にかかわらず、平成30年度から平成32年度については、次の表のとおりとする。

学部名	学科又は課程名	収容定員		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
総合理工学部	物理・マテリアル工学科	73	146	221
	物質化学科	73	146	221
	地球科学科	50	100	151
	数理科学科	50	100	151
	知能情報デザイン学科	50	100	152
	機械・電気電子工学科	304	288	274
	建築デザイン学科	40	80	122

	物質科学科	390	260	130
	地球資源環境学科	150	100	50
	数理・情報システム学科	300	200	100
	建築・生産設計工学科	120	80	40
	(第3年次編入学)	24	24	12
	計	1,624	1,624	1,624
生物資源科学部	生命科学科	70	140	213
	農林生産学科	315	290	274
	環境共生科学科	70	140	213
	生物科学科	90	60	30
	生命工学科	120	80	40
	地域環境科学科	135	90	45
	(第3年次編入学)	40	40	20
	計	840	840	835

5 全学部の収容定員は、第42条の規定にかかわらず、平成30年度から平成36年度については、次の表のとおりとする。

	収容定員				
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
合計	4,976	4,976	4,959	4,942	4,930

	収容定員	
	平成35年度	平成36年度
合計	4,918	4,906

6 総合理工学研究科博士前期課程総合理工学専攻並びに生物資源科学研究科生物生命科学専攻、農林生産科学専攻及び環境資源科学専攻は、第45条の規定にかかわらず、当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

7 自然科学研究科博士前期課程、総合理工学研究科博士前期課程及び生物資源科学研究科の収容定員並びに全研究科の修士課程・博士前期課程の収容定員は、第47条の規定にかかわらず、平成30年度については、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	収容定員
自然科学研究科	理工学専攻	79
	環境システム科学専攻	78
	農生命科学専攻	43
	計	200
総合理工学研究科	総合理工学専攻	124
	計	124
生物資源科学研究科	生物生命科学専攻	20
	農林生産科学専攻	22
	環境資源科学専攻	18

	計	60
合計		478

附 則（平成30年 3月20日一部改正）

この学則は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則（平成30年 5月14日一部改正）

この学則は、平成30年 6月 1日から施行する。

附 則（平成30年10月 4日一部改正）

この学則は、平成30年11月 1日から施行する。

附 則（平成31年 1月25日一部改正）

この学則は、平成31年 2月 1日から施行する。

附 則（平成31年 3月11日一部改正）

この学則は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則（平成31年 3月22日一部改正）

この学則は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則（令和元年10月15日一部改正）

この学則は、令和元年10月15日から施行する。

附 則（令和2年 3月11日一部改正）

1 この学則は、令和 2年 4月 1日から施行する。

2 医学部医学科の入学定員及び医学部の収容定員並びに全学部の入学定員は、第42条の規定にかかわらず、令和2年度から令和8年度については、次の表のとおりとする。

学部	学科又は 課程	入学定員				
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
医学部	医学科	102	102	90	90	90
	計	162	162	150	150	150
合計		1,157	1,157	1,145	1,145	1,145

学部	学科又は 課程	入学定員	
		令和 7年度	令和 8年度
医学部	医学科	90	90
	計	150	150
合計		1,145	1,145

学部	学科又は 課程	収容定員				
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
医学部	医学科	652	652	640	628	621
	看護学科	250	240	240	240	240
	計	902	892	880	868	861

学	学科又は	収容定員
---	------	------

部	課程	令和 7年度	令和 8年度
医 学 部	医学科	609	597
	看護学科	240	240
	計	849	837

3 全学部の収容定員は、第42条の規定にかかわらず、令和2年度から令和8年度については、次の表のとおりとする。

	収容定員				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
合計	4,961	4,946	4,934	4,922	4,915

	収容定員	
	令和7年度	令和8年度
合計	4,903	4,891

4 総合理工学研究科博士後期課程総合理工学専攻は、第45条の規定にかかわらず、当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

5 自然科学研究科博士後期課程及び総合理工学研究科博士後期課程の収容定員並びに全研究科の博士後期課程の収容定員は、第47条の規定にかかわらず、令和2年度及び令和3年度については、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	収容定員	
		令和2年度	令和3年度
自然科学研究科	創成理工学専攻	15	30
	計	15	30
総合理工学研究科	総合理工学専攻	24	12
	計	24	12
合計		165	168

附 則（令和2年12月28日一部改正）

この学則は、令和3年 1月 1日から施行する。

附 則（令和3年 3月29日一部改正）

1 この学則は、令和3年 4月 1日から施行する。

2 人文社会科学研究科法経専攻及び言語・社会文化専攻並びに教育学研究科臨床心理専攻は、第45条の規定にかかわらず、当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 人間社会科学研究科、人文社会科学研究科及び教育学研究科の収容定員並びに全研究科の修士課程・博士前期課程及び専門職学位課程の収容定員は、第47条の規定にかかわらず、令和3年度については、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程 博士前期課程	専門職学位課程
		収容定員	収容定員
人間社会科学研究科	社会創成専攻	15	—
	臨床心理学専攻	10	—
	計	25	—

人文社会科学研究所	法経専攻	6	—
	言語・社会文化専攻	6	—
	計	12	—
教育学研究所	教育実践開発専攻	—	37
	臨床心理専攻	8	—
	計	8	37
合計		45	37

附 則（令和3年9月30日一部改正）

この学則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年3月22日一部改正）

1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

2 医学部医学科の入学定員及び収容定員並びに全学部の入学定員は、第42条の規定にかかわらず、令和4年度から令和9年度については、次の表のとおりとする。

学部	学科又は課程	入学定員					
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
医学部	医学科	102	90	90	90	90	90
	計	162	150	150	150	150	150
合計		1,157	1,145	1,145	1,145	1,145	1,145

学部	学科又は課程	収容定員					
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
医学部	医学科	652	640	633	621	609	597
	計	892	880	873	861	849	837

3 全学部の収容定員は、第42条の規定にかかわらず、令和4年度から令和9年度については、次の表のとおりとする。

	収容定員					
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
合計	4,946	4,934	4,927	4,915	4,903	4,891

附 則（令和4年3月22日一部改正）

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年11月22日一部改正）

この学則は、令和4年11月22日から施行する。

附 則（令和5年3月22日一部改正）

1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。

2 医学部医学科の入学定員及び収容定員並びに全学部の入学定員は、第42条の規定にかかわらず、令和5年度から令和10年度については、次の表のとおりとする。

学部	学科又は課程	入学定員					
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
医学部	医学科	102	90	90	90	90	90
	計	162	150	150	150	150	150

合計	1, 197	1, 185	1, 185	1, 185	1, 185	1, 185
----	--------	--------	--------	--------	--------	--------

学部	学科又は課程	収容定員					
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
医学部	医学科	652	645	633	621	609	597
	計	892	885	873	861	849	837

3 法文学部、総合理工学部及び材料エネルギー学部の収容定員は、第42条の規定にかかわらず、令和5年度から令和7年度については、次の表のとおりとする。

学部名	学科又は課程名	収容定員		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度
法文学部	法経学科	316	312	308
	社会文化学科	197	194	191
	言語文化学科	217	214	211
	(3年次編入学)	20	20	20
	計	750	740	730
総合理工学部	物理工学科	283	270	257
	物質化学科	283	270	257
	地球科学科	202	202	202
	数理科学科	198	194	190
	知能情報デザイン学科	204	204	204
	機械・電気電子工学科	260	260	260
	建築デザイン学科	164	164	164
計	1, 594	1, 564	1, 534	
材料エネルギー学部	材料エネルギー学科	80	160	245
	計	80	160	245

4 全学部の収容定員は、第42条の規定にかかわらず、令和5年度から令和10年度については、次の表のとおりとする。

	収容定員					
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
合計	4, 986	5, 019	5, 052	5, 085	5, 073	5, 061

附 則（令和5年9月26日一部改正）

この学則は、令和5年10月1日から施行する。

附 則（令和5年12月11日一部改正）

この学則は、令和6年1月1日から施行する。

附 則（令和6年1月23日一部改正）

この学則は、令和6年2月1日から施行する。

附 則（令和6年3月19日一部改正）

1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、改正後のこの学則第31条及び第31条の2の規定については、令和6年1月1日から適用する。

2 医学部医学科の入学定員及び収容定員並びに全学部の入学定員は、第42条の規定にかかわらず、令和6年度から令和11年度については、次の表のとおりとする。

学部	学科又は課程	入学定員					
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
医学部	医学科	102	90	90	90	90	90
	計	162	150	150	150	150	150
合計		1,197	1,185	1,185	1,185	1,185	1,185

学部	学科又は課程	収容定員					
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
医学部	医学科	657	645	633	621	609	597
	計	897	885	873	861	849	837

3 全学部の収容定員は、第42条の規定にかかわらず、令和6年度から令和11年度については、次の表のとおりとする。

	収容定員					
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
合計	5,031	5,064	5,097	5,085	5,073	5,061

附 則（令和7年 月 日一部改正）

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 総合理工学部の収容定員は、第42条の規定にかかわらず、令和7年度から令和9年度については、次の表のとおりとする。

学部名	学科又は課程名	収容定員		
		令和7年度	令和8年度	令和9年度
総合理工学部	総合理工学科	370	740	1,122
	物理工学科	197	124	62
	物質化学科	197	124	62
	地球科学科	152	102	51
	数理工学科	144	94	47
	知能情報デザイン学科	154	104	52
	機械・電気電子工学科	196	132	66
	建築デザイン学科	124	84	42
	計	1,534	1,504	1,504

国立大学法人島根大学管理学則（案）変更事項について

1. 学則変更の事由

島根大学総合理工学部物理工学科、物質化学科、地球科学科、数理科学科、知能情報デザイン学科、機械・電気電子工学科、建築デザイン学科を改組し、総合理工学科を設置するため。

2. 学則の変更点

第10条関係

総合理工学部に総合理工学科を置くことを規定するとともに、廃止となる物理工学科、物質化学科、地球科学科、数理科学科、知能情報デザイン学科、機械・電気電子工学科、建築デザイン学科に係る規定を削除

第42条関係

総合理工学部総合理工学科の収容定員を規定するとともに、廃止となる物理工学科、物質化学科、地球科学科、数理科学科、知能情報デザイン学科、機械・電気電子工学科、建築デザイン学科に係る規定を削除

附則関係

総合理工学部の収容定員変更に係る学年進行による経過措置を規定

管理学則 新旧対照表

改定(案)	現行
<p>管理学則</p> <p>第10条 法文学部に次の学科及び講座を置く。 (省略)</p> <p>2 教育学部に次の課程を置く。 (省略)</p> <p>3 人間科学部に次の学科を置く。 (省略)</p> <p>4 医学部に次の学科, 系及び講座を置く。 (省略)</p> <p>5 総合理工学部に次の学科を置く。 <u>総合理工学科</u></p> <p>6 材料エネルギー学部に次の学科を置く。 材料エネルギー学科</p> <p>7 生物資源科学部に次の学科を置く。 (省略)</p>	<p>管理学則</p> <p>第10条 法文学部に次の学科及び講座を置く。 (省略)</p> <p>2 教育学部に次の課程を置く。 (省略)</p> <p>3 人間科学部に次の学科を置く。 (省略)</p> <p>4 医学部に次の学科, 系及び講座を置く。 (省略)</p> <p>5 総合理工学部に次の学科を置く。 <u>物理工学科</u> <u>物質化学科</u> <u>地球科学科</u> <u>数理科学科</u> <u>知能情報デザイン学科</u> <u>機械・電気電子工学科</u> <u>建築デザイン学科</u></p> <p>6 材料エネルギー学部に次の学科を置く。 (省略)</p> <p>7 生物資源科学部に次の学科を置く。 (省略)</p>

第42条 学部、学科等の収容定員は、次のとおりとする。

学部名	学科又は課程名	入学定員	第2次編入学定員	第3次編入学定員	収容定員
法文学部	法経学科	76			304
	社会文化学科	47			188
	言語文化学科	52			208
	計	175		10	20
	学校教育課程	130		10	720
教育学部	計	130			520
人間科学部	人間科学科	80			320
	計	80			320
	医学科	90	5	5	585
医学部	看護学科	60			240
	計	150	5	5	825
	総合理工学部	<u>370</u>		<u>12</u>	<u>1,504</u>
総合理工学部	物理工学科				
	物質化学科				
	地球科学科				
	数理科学科				
	知能情報デザイン学科				

第42条 学部、学科等の収容定員は、次のとおりとする。

学部名	学科又は課程名	入学定員	第2次編入学定員	第3次編入学定員	収容定員
法文学部	法経学科	76			304
	社会文化学科	47			188
	言語文化学科	52			208
	計	175		10	20
	学校教育課程	130		10	720
教育学部	計	130			520
人間科学部	人間科学科	80			320
	計	80			320
	医学科	90	5	5	585
医学部	看護学科	60			240
	計	150	5	5	825
	物理工学科	<u>60</u>		<u>2</u>	<u>244</u>
総合理工学部	物質化学科	<u>60</u>		<u>2</u>	<u>244</u>
	地球科学科	<u>50</u>		<u>1</u>	<u>202</u>
	数理科学科	<u>46</u>		<u>1</u>	<u>186</u>
	知能情報デザイン学科	<u>50</u>		<u>2</u>	<u>204</u>

地球科学科	<u>152</u>	<u>102</u>	<u>51</u>
数理科学科	<u>144</u>	<u>94</u>	<u>47</u>
知能情報 デザイン学科	<u>154</u>	<u>104</u>	<u>52</u>
機械・電気電子 工学科	<u>196</u>	<u>132</u>	<u>66</u>
建築デザイン 学科	<u>124</u>	<u>84</u>	<u>42</u>
計	<u>1,534</u>	<u>1,504</u>	<u>1,504</u>

総合理工学部教授会規則（案）

（平成16年島大工合理工学部規則第3号）

（平成16年4月1日制定）

（令和7年 月 日最終改正）

機密性1

（趣旨）

第1条 この規則は、管理学則（平成16年島大学則第1号）（以下「管理学則」という。）第40条第7項の規定に基づき、島根大学総合理工学部教授会（以下「教授会」という。）の運営等に関し必要な事項を定める。

（組織）

第2条 教授会は、総合理工学部を担当する本学基幹教員の教授、准教授、講師及び助教（以下「構成員」という。）をもって組織する。

（審議事項）

第3条 教授会は、管理学則第40条第2項に定めるもののほか、学長及び学部長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する次の事項について審議し、及び学長等の求めに応じ意見を述べることができる。

- 一 学部諸規則の制定及び改廃に関する事項
- 二 予算に関する事項
- 三 授業及び試験等学業に関する事項
- 四 その他学部の教育研究に関する重要事項

（招集及び議長）

第4条 教授会は学部長が招集し、議長は学部長をもってこれに充てる。ただし、学部長に事故があるときは、あらかじめ学部長が指名した教授がその職務を代理する。

2 教授会は、学部長が必要と認めるとき、又は構成員の3分の1以上の者から請求があったときに招集する。

（定足数）

第5条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 前項の定足数の算出にあたり、次の各号の一に該当する者は、構成員の数に算入しない。

- 一 出張者
- 二 研修者
- 三 30日以上にわたる病休者
- 四 休職者

（議決）

第6条 教授会の議事は、出席者の過半数の賛成により議決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、第3条第1号については、出席者の3分の2以上の賛成をもって議決する。

（事務）

第7条 教授会の事務は、松江地区学部等事務部総務課において処理する。

（雑則）

第8条 この規則に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、教授会において定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和 2 年 1 2 月 2 3 日一部改正）
この規則は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 2 2 日一部改正）
この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 月 日一部改正）
この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。